

池田文書の研究(52)

著名人の書簡(経歴判明の人を含む)(その2)

池田文書研究会

[61] 兼松直稠なおいしげの書簡(前承)

3 明治 年9月9日 (1447)

(端裏書) 謙斎公 坐下 兼松直稠
過日來度々御面倒之診察相願, 御蔭を以奈良原老
母伊人召使之者小兒の漸々快方之由ニ承ル僕ニ於
ても大悦なり, 時ニ小生大雨を浸し參棲せし義ハ
別義ニあらず, 彼の可秘症を發し困却スル故也,
不幸御当直之日ニ來ル, 又何時昇棲して宜哉, 一
寸御一報被下度伏願, 実ハ重症ニハあらず, 痲之
輕キモノなり, 書余拜上可申上, 敬具

九月九日 直稠
謙斎老台 坐下

4 明治 年3月19日 (3235)

一昨夜ハ速ニ御投劑被下御蔭ヲ以テ咳氣は止リ風
邪氣も大ニ相減, 深く感佩罷在候, 然ルニ昨夜ハ
身軀違和と申もの余リ之異状ニテ, 実ニ鬼ノ社会
ニ赴クニハ斯ノ如き苦難ニ予遭スヘキモノ歟と疑
ひ, 前後も知らぬ程ニテ有之候, 今朝ニ至リテハ
早冥土ニ參ルノ恐レハナキモ, 一ト度拜芝之上御
診察相願候義相叶候ハ、無此上幸祉ナリ, 何共恐
なから今夕ニテモ御枉車被下候様伏願候, 頓首
三月十九日 直稠
池田先生 坐下
尚々昨夜ノ煩悶は服藥ノ為メニ相発候哉, 頓服
藥ハ先ツ今朝見合, 御來診ヲ待テ御指揮ヲ願
候, 不一

[62] 樺山資紀かばやますけのりの書簡

樺山資紀は明治・大正期の陸軍軍人・政治家。
樺山資紀の書簡は日本医史学雑誌第56巻第4号
に1通掲載に付省略。

[63] 亀井茲監こゑみ・茲明こゑみ・家扶・橋元至矣・高橋孚
人の書簡

亀井茲監は石見津和野藩主。亀井茲監・茲
明・家扶・橋元至矣・高橋孚人の書簡は日本医史
学雑誌第55巻第3号に10通掲載に付省略。

[64] 川上操六の書簡

川上操六は明治期の陸軍軍人。川上操六の書簡
は日本医史学雑誌第56巻第4号に1通掲載に付
省略。

[65] 川路利軀の書簡

川路利軀は近代日本の警察制度を確立した川路
利良の弟。

1 明治12年10月13日 (1352)

実兄川路利良⁽¹⁾儀病氣之所, 療養不相叶今十三
日午後三時病死仕候, 此段為御知申上候也

十月十三日 川路利軀
池田謙斎殿

(1) 川路利良は天保5年薩摩藩にて生まれる。
西郷隆盛・大久保利通の知遇を得, 警察制度
確立に尽力。初代大警視。明治12年10月13
日没。享年46。(1834-1879)

[66] 香渡晋はるのみやの書簡

香渡晋は明治期の明宮・皇太后宮御用掛。

1 明治 年8月29日 (1351)

來ル三十一日明宮御誕辰ニ付御祝酒被下候間, 午
前十一時御參賀相成度, 此段申進候也

八月廿九日 明宮⁽¹⁾御用掛 香渡晋

一等侍医 池田謙齋殿

(1) 明宮は後の大正天皇。

[67] 川村正平の書簡

川村正平は明治期の官僚。天保7年江戸に生まれる。小仏関所見習から一橋家仕官。大蔵・内務省から明治16年宮内省出仕。31年没。享年63。(1836-1898)

1 明治 年2月26日 (1327)

拝啓、昨日御差線御来診不堪万謝奉存候、尔後御兼知之症故服薬不承諾にて何分にも不被用、漸クシテ四時頃ニ至リコロラル⁽¹⁾ 頓服、五分時間程にて直ニ就眠、七時頃覚此後凡三十分又就眠十一時頃睡覚、其後眠無之只今又就眠ニ有之候、本日前二時半大小便相通シ、尚又九時頃多分ニ相通シ申候、前二時半後漸小一椀程相用、午後一時凡二オンス程相用申候、脈搏昨日ハ異同有之候へ共今朝来至テ細微ナル方ニ有之候、第一困却ナルハ御方剂頓と相用不被申ニ付昨夜ハ不得止其促さし置、今朝小松・北白川両宮御出にて御勸メ相成候へとも不被用、二時後ニは一方便ヲ以是非被服候事ニいたし候積ニ御座候、精神ハ昨朝よりも余程衰へ候方ニ御座候、右様之義ニ付昨日折角之御処方もコロラルノ外不相用候訳にて殆当惑罷在候、両宮義昨日仰之趣ハ能々申上御承知ニは相成居候へとも、服薬之無之ニ至リテハ夫々御困リニ御座候、右等申上度、勿々拝具

二月廿六日

川村正平

池田謙齋様 侍側

(1) コロラル 催眠・鎮静剤。

2 明治 年2月27日 (1326)

謹啓、昨日両度迄も□宮容体申上候後ハ頓と何様申も服薬不被致ニ付、今朝一方便相施し候得共是以被行候埒ニ至リ不申、左候上ハ如何ナル国手トいへとも実ニ御施し方も無御座義と諸困却罷在候、尤右等之御模様ハ過刻も北白川宮御出候て御承知之義ニ御座候、右之段一言申上置度如此御座

候、拝具

二月廿七日

川村正平

池田謙齋様 侍側

[68] 加納久宜^{ひきよし}の書簡

加納久宜は上総一宮旧藩主。加納久宜の書簡は日本医史学雑誌第55巻第3号に1通掲載に付省略。

[69] 北白川宮家家扶の書簡

北白川宮は皇族。北白川宮家家扶 世統陳貞の書簡は日本医史学雑誌第54巻第1号に24通掲載に付省略。未掲載分を記す。

25 明治19年5月8日 (2541)

来ル十一日当宮ニ於テ踏舞会御催可相成之処御延会、更ニ来ル十八日御催相成候間、午後七時ヨリ御来臨被下度、命ニ依リ参上仕候也

十九年五月八日 北白川宮使 樋口綾太郎

[70] 北畠治房^{はるふさ}の書簡

北畠治房は司法省に出仕、大審院判事等歴任。北畠治房の書簡は日本医史学雑誌第57巻第1号に5通掲載に付省略。

[71] 北村泰一の書簡

北村泰一は東京控訴院評定官を勤める。

1 明治 年10月1日 (1658)

秋冷之候益御康嘉奉謹賀候、陳ハ今般本省より右書封中疾病にて現今服薬中之者ハ医師之容体書相添其旨可申出と之違有之候、小生疾病之如キも御蔭ヲ以追々快方ニは至候得共、本年四月以来之発病にて随分頑固症ニ付先生之御診断書(欠)一応届置候方(欠)之利益とも(欠)間、何共乍御(欠)容体書御認(欠)下度、尤詳細は(欠)事ニは及間敷と存候、右は昇堂可相願之処、午後ハ御留守中之事と奉存差扣以拙章此旨奉願候、いつれ明朝ハ出勤掛ケ昇堂御認置之容体書拜戴仕度候間此段御承諾奉願候、書外拜光万可奉陳候、勿々頓首敬白

十月一日 北村泰一
池田謙齋様 侍史御中

2 明治 年 月 5 日 (1659)

向寒之砌被為揃益（欠）佳勝奉謹賀候，（欠）疾病御蔭ヲ以（欠）治ニ至御礼筆紙ニ難尽何れ一兩日中参館御礼可奉（欠）候得共先以御診察料金拾円，御薬料金拾円拾六錢（欠）薄之至ニは候へ共，御菓子三種奉呈仕置度御領収可被成下奉希候，書外は参館之節可奉尽謝，早々頓首敬白

（欠）五日 北邨泰一
池田大医 執事下

[72] 岸宇吉の書簡

岸宇吉は長岡第六十九国立銀行支配人。

1 明治 年 4 月 1 日 (1592)

謹啓，春暖之候台下愈御盛栄被為入珍重至極奉存候，陳ハ弊行儀一昨年開業以来大方之御眷顧ヲ以土地相応事業も相運ひ社員一同不堪感佩候，将来益々御最眞御引立奉候願候，今般弊生出京ニ際シ蕪筵相設粗饌拜呈仕度奉存候，因て御執掌ニ際シ恐入奉存候得共，来ル六日午後四時築地一丁目隅屋方迄御貢臨奉願上候，右乍略義以弊楮奉懇願候，恐惶謹言

四月一日 長岡第六十九国立銀行支配人
岸宇吉

池田謙齋様 貴下

二白，四月五日迄御諾否之旨長谷川町小川清右衛門方迄御報知被下度奉願候

[73] 木戸孝允・孝正の書簡

木戸孝允は明治維新の指導者。孝正は孝允の嗣子。木戸孝允の書簡は『東大医学部初代総理池田謙齋』下巻に2通掲載，孝正の書簡は日本医史学雑誌第57巻第1号に1通掲載に付省略。

[74] 木村正辞の書簡

木村正辞は国学者。文政10年下総成田に生まれる。文科大学教授・高等師範学校教授。退官後著述に専念。大正2年没。享年87。（1827-1913）

1 明治 年 4 月 3 日 (1576)

容体

一，大便ハ一兩日又少々ゆるく相成申候，其他容体変ル事無シ，但惣体ニ少しツ、よろしき方ニ御坐候，食物ノ消化モ可ナリよろしく候

三月三十日 木村正辞

池田先生 侍史

容体

大便少々かたまり申候，小水ハ常ノ如シ，食事ハ能ク進ミ候也，其他変ル事無御坐候也

四月三日 木村正辞

池田先生 侍史

2 明治 年 1 月 5 日 (1577)

新禧万祥愛度申納候，随て小生事旧臘ヨリ大ニ回復，大便モ先平常之通ニ相成，食物ノ消化モ可ナリよろしく，就ては薬用暫時見合試，若猶不宜候ハ、早々申上御配剂可奉願上候，右申上度如此ニ御坐候，頓首

一月五日 木村正辞

池田謙齋先生 侍史

[75] 木村登太郎の書簡

木村登太郎は大審院判事 巖谷龍一の関係者か。

1 明治 年 2 月 2 日 (1575)

（端裏書）巖谷内 木村登太郎 池田謙齋殿
是迄御診察被下候巖谷龍一娘富儀，遂ニ本日午前第二時相果申候，此段及御通知候也

二月二日 巖谷内 木村登太郎

池田謙齋殿

[76] 清棲家家扶・家従の書簡

清棲家は伏見宮邦家の15男家教がいさのり臣籍降下し興した家。清棲家家扶・家従の書簡は日本医史学雑誌第58巻第1号に2通掲載に付省略。

[77] 九鬼隆一の書簡

九鬼隆一は明治期の文部官僚。九鬼隆一の書簡

は『東大医学部初代総理池田謙齋』上巻に19通掲載、日本医史学雑誌第57巻第1号に4通掲載に付省略。

[78] 九條道孝・家令・家扶・家従の書簡

九條道孝は公家華族。九條道孝・家令・家扶・家従の書簡は日本医史学雑誌第54巻第3号に9通掲載に付省略。

[79] 楠本正隆の書簡

楠本正隆は明治期の内務官僚。楠本正隆の書簡は日本医史学雑誌第57巻第1号に1通掲載に付省略。

[80] 国重正文・篤介・升の書簡

国重正文は天保11年萩藩士家に生まれる。京都府大書記官(明治10年-16年)・富山県知事・神社局長・東京国学院長歴任。明治34年10月27日没。享年62。(1840-1901)。篤介は正文の嗣子、升は正文の妻か。

1 明治(14)年10月6日 (1509)

(封筒表) 医学部総理 池田謙齋殿 親展

(封筒裏) 京都府 国重正文(封 国重印)

秋爽之節倍御清泰被為在奉賀候、過日当地御出之義承知仕候故御伺可致相心得居候処、折節頗多忙罷在、漸昨朝田原やえ罷越候処、其前日御発途被為在候趣何共失望之到、且欠敬打過候段今更恐悚之到奉存候、よろしく御諒恕奉願候、陳又得拜顔候ハ、両条之歎願も有之申候、其情実筆頭難尽候得とも、試ニ陳述候間御賢考奉願候、乃左之通、萩原三圭⁽¹⁾事即今当府医学校教員候処、同校ハ地方税ヲ以テ設置候場所ニ付、其教官之適否自カラ府會議員ノ望ニ応セステハ不相成次第も有之、然処三圭義昨年来所銓人望ヲ失ヒ折合悪敷相見候、夫ヲモ願ミス府庁ニテ是非三圭ヲ医学ニ置候得ハ今年度ハ無致方候得とも来十五年度ハ医学校費議案ハ廃棄ニ可属模様ニ相見、就てハ病院半井澄⁽²⁾府庁衛生課長杯甚心痛罷在候次第御坐候、右三圭事人望ヲ失候原因はト申大伴ハ無之、昨年ハ少々不勉強或ハ登楼カ多キ位の事ニテ有之候、右ヲ不

勉強の生徒自分ノ非ヲ掩ハン為メ却テ三圭の督策至ラサル杯と声言シ、又一ツニハ校内同勤之教員ニ議論合サル者有之、其者生徒ヲ煽動シ、或ハ會議員ニ讒言スル等之事、不折合之原素と被相考候ニ付、府庁にてハ成丈ケ保護之積候得とも所銓議員等不服之体有之、何共無抛次第ニ御坐候、就てハ御地において何トカ御採用之途ハ有之間敷敷、同人御救援之為可然御賢考奉願候

○今一ツ願出候ハ是迄当府ニテ既二十年斗リ雇居候独乙人リョウドロフレイマン氏之事ニ御坐候、是も地方税ニテ難支出會議之決と相成、無余儀雇ヲ解候次第ニ御坐候、此者ハ御承知も被為在候や、至テ好人物ニテ数年在京候故邦語も能通、全体之學術私輩ハ不案内ニ候得とも、聞ク処ニ依レハ普通諸科之学無所不修邏句語仏語等モ能クシ最長処ハ建築水利土工学之由ニ御坐候、右ハ何レエカ有付キ之途ハ有之間敷敷御良考奉候、給料之義是迄ハ従来之続ヲ以テ百七拾五円有之候得とも百五十円位ナラハ可然当人も納得致居候様子ニ相聞申候、右之事御多用中甚煩雜之義申出候得とも宜御賢考被成下度、知事ヨリも重畳願呉候様との事ニ付、乍唐突如此御坐候、万申出兼候得とも何分之趣後郵御答示奉願候、先ハ為其布字乱揮御免可被下、折角秋冷御加愛專一奉存候、頓首啓

十月六日 正文

池田先生 坐下

(1) 萩原三圭は明治12年京都療病院医学校初代校長・14年京都府立医学校教授・15年2月府立療病院出仕・同年9月退職。その後自費にてドイツ留学。21年侍医となる。萩原三圭の書簡は『東大医学部初代総理池田謙齋』上巻に10通掲載した。

(2) 半井澄^{なかいしやう}は京都療病院初代院長・京都府立医学校校長歴任後明治19年より侍医局勤務となる。半井澄の書簡は日本医史学雑誌第59巻第4号に1通掲載した。

2 明治 年12月28日 (1648)

華帖拜披、両先生御清穆奉賀候、折角今日ハ府庁も御用仕舞、先刻帰宅仕候、就てハ忘年会兼て申

上候通萩原ヲ誘ひ明日とも御迎合可申上相考候
処、先鞭ヲ御着シー言無之候、乃応命罷出可申、
先ハ貴酬迄勿々如此御坐候、頓首

廿八夜 正文 虔

池田先生

高階先生 各坐下

3 明治 年 月 日 (1649)

(表書) 池田先生 坐下 正文 拝

副申

大阪西横堀船町橋東詰一丁目十一番地 福原公亮
右之者方え御尋被下候得ハ直ニ相分候得とも御道
筋之御都合も可有之、甚恐悚之至ニ付難被申出次
第御坐候、併思出候俣如此御坐候、何分幾回も不
都合千万偏ニ御海容奉願候也

4 明治 34 年 12 月 15 日 (1653)

謹啓、陳者亡父正文儀死去之節は御鄭重なる御備
物を忝し御厚志之段奉感謝候、就ては本日をも以て
忌明け候間右御礼申上度如此御座候、敬具

明治三十四年十二月十五日 国重篤介

国重 升

池田謙齋殿

(印刷物)

[81] 久保田讓の書簡

久保田讓は明治期の文部官僚。久保田讓の書簡
は日本医史学雑誌第 57 巻第 1 号に 3 通掲載に付
省略。

[82] 熊倉操の書簡

熊倉操は明治期の弁護士。

1 明治 36 年 10 月 29 日 (1636)

(契約書の雛形)

三円 (印紙) 證

一 金 陸仟圓也

利子壹ヶ年金百円ニ対シ金拾円ノ割合即チ年
一割トス

右金陸仟圓ハ貴殿ヨリ借用シ正ニ領取シタリ、返
済ハ来ル明治参拾 年 月 日トス、利子ハ今月
ヨリ毎月廿五日ニ年壹割ノ割合ノ金額、即チ金五

拾円宛ヲ支払フ者トス、保証人ハ連帯債務者タル
ヲ以テ本債務者ト同様直ニ履行ノ責ニ任スル者ト
ス、前文確約候也

明治参拾 年 月 日 東京市神田猿樂町二番
地

債務者 松井貫七 印

保証人 松井信次 印

池田ヒサ殿

拝啓、御移送之分ニ加筆仕候も却て前文之如く御
認之可然と存し御参考申上候、又た証書ハ本人
ニ自署せしめ候方宜敷御坐候、保証人モ同様ニ自
署為成候様致度候、猶不明了之点ハ電話ニても御
尋被下度願上候、早々頓首

明治三十六年十月廿九日認 熊くら操 拝

池田先生 閣下

2 明治 38 年 3 月 10 日 (1637)

拝啓、過日ハ御尊来之処□□□□拝聴、就ハ松井
と之催告ニ対する答弁別紙之通り認候ニ付御認印
ニてもよろしく候間、御捺印之上使之者ニ御渡被
下度願上候、左すれば直ニ執達吏をして送達為致
可申候、要用のみ早々頓首

池田先生 閣下

熊くら操

明治三十八年三月十日

(熊倉法律事務所用箋使用)

[83] 黒川通軌の書簡

黒川通軌は明治期の軍人。黒川通軌の書簡は
『東大医学部初代総理池田謙齋』下巻に 3 通、日
本医史学雑誌第 57 巻第 1 号に 2 通掲載に付省略。

[84] 厚東樹臣の書簡

厚東樹臣は明治期の官僚。山口県士族。大蔵
省・外務省・内閣書記官室出身。文政 12 年生ま
れ、明治 22 年没。享年 61。(1829-1889)

1 明治 年 1 月 8 日 (1667)

伯林告別後甚御疎濶真平御仁免、其後先生も御帰
朝、小生依前無事十二月七日横浜入港乍憚御放意
可被下候、先日より一寸御尋可申上思構候得共、

夫是にて御無音申上候、誠ニ彼之地ニ於テハ不容
易御厄介ニ相成、時々旧放蕩之事なと想像し夢後
之寂寥ヲ自慰之事ニ有之御一咲々々、いつれ不日
ニ御訪可申上候得共先以老筆如此御座候、頓首
一月八日 厚東樹臣
池田先生
兼松も三月頃ニハ帰国之様申居候

2 明治 年 月 7日 (1666)

(封筒表) 池田謙齋殿 至急

(封筒裏) 厚東樹臣

小兒昨夜ハ大腹痛無止時、終ニ徹夜相苦候間曉三
時頃水糞取替パツプ相用候得共弥張同様疾苦慘状
堪兼ニ付、願ハ先生一応御診察被成下候様奉懇願
候、余ハ拜鳳

七日 樹臣
池田先生 侍史

3 明治 年 8月 28日 (3193)

炎暑難凌候得共益御清適欽然候、時ニ長三洲⁽¹⁾
老母昨年来臥病之処、此三五日以還日々昏衰、其
上主人北海道行中にて留主者痛心此事御坐候、大
暑中御煩勞恐入候得共、願ハ今夕方又ハ明朝にて
も御通行之節一応御診察被成下候ハ、誠ニ難有奉
存候、右御依頼一書如此御坐候、頓首

八月廿八日 樹臣
池田大先生

尚々長氏所書ハ牛込幽玄坂下 長茨
右之通御坐候

(1) 長三洲^{ちやうさんしゅう}は明治期の漢詩人。豊後国日田出
身。長州奇兵隊に参加、木戸孝允に認められ
文部大丞・文部省学務局長・侍書歴任。三洲
は号で名は^{ひかる}茨。天保4年生まれ、明治28年3
月没。享年63。(1833-1895)

[85] 河野敏鎌の書簡

河野敏鎌は明治期の官僚・政治家。河野敏鎌の
書簡は日本医史学雑誌第57巻第1号に2通掲載
に付省略。

[86] 木暮八郎の書簡

木暮八郎は群馬伊香保温泉宿の主人。

1 明治 年 1月 2日 (1512)

謹 奉賀新年候

二白、本年モ不相替御入浴之節は御宿被仰付度
奉希望候、以上

第一月二日 木暮八郎

池田謙齋先生 閣下

[87] 児嶋益謙の書簡

児嶋益謙は明治期の軍人。和歌山県出身。陸軍
総務局次長・陸軍大臣秘書官を勤める。陸軍歩兵
大佐。正5位勲3等。

1 明治 年 4月 2日 (1624)

患者容体書

去月三十日被仰置候通翌三十一日午前第九時油薬
相服シ候処、午後第三時頃迄之内多量四回通便有
之午後三時灌腸、夫より便通ハ就中三回程ナラテ
ハ無之候得共飴之様成もの数回下痢昼夜四十度程
迄時間ニ近クハ三度遠クハ二度ツ、少計も相見え
折々血交リ今朝ニ至ル相止不申、尤昨朝山本長安
老⁽¹⁾より容体委細解申候通リニ付自ら疲労も相
増候間、何卒迅速後次之御手当御指揮相成候様仕
度、別段相変候様体は無之候得共数日間之下痢于
今同様ニ付此段尚又申上候、山本長安氏ニ御返答
被遣候ハ、此者へ御投与奉願候也

四月二日 児嶋益謙

池田謙齋様 侍史

(1) 山本長安は麴町にて医院開業。山本長安の
書簡は日本医史学雑誌第60巻第3号に6通
掲載した。この書簡を見ると当初児嶋益謙は
山本長安に病人診察を依頼したが、経過思わ
しくなく池田謙齋に診察を依頼している。

2 明治 年 4月 16日 (1626)

益御清適奉賀候、然ハ患者一昨十四日午前第十時
より御丸薬服用仕候、以後今朝ニ至ル第六時迄ニ
昼夜六包之割にて都合十二包相服し居、尤容体は

別ニ相替儀無御坐，大小兩便ハ別表之通ニテ兎角減数とも難申，未タ腹部折々微痛イキミ在，朝夕兩度程相悩ミ申候，此他総て同篇，尚今朝山本より明日之分丸薬油剂相服し可申，仍て此段容体申述度如此御坐候也，拜具

四月十六日
池田様 侍史下

児嶋益謙

3 明治 年4月23日 (1621)

(封筒表) 池田謙齋様 容体書

益御清穆奉賀候，然は患者も総て同様之内兩三日は聊相緩ミ候様子ニ御坐候，便通も昨二十二日午前七時より今二十三日午前七時迄左之通

七時 大一 八時 大一 九時十時之間兩便共なし

十一時 [大一 小一] 二時 大一

午後一時二時之間なし

三時 [大二 小一] 四時 大二 五時 大二

六時 大二 七時 [大一 小一] 八時 大二

九時 [大二 小一] 十時 大一 十一時 [大一 小一]

十二時一時之間なし

二十三日

午前二時 [大三 小一] 三時四時之間なし

五時 大一 六時 大一

計 大 二十四 小 六

右之通他ハ総て相替儀無之幸便容体申上候也，拜具

四月廿三日
池田様

児嶋益謙

尚々愚妻も一兩日は快候処，今朝来ハ寒度相増候故敷腹部引つり候様申出候，尚御投薬奉願候也

4 明治 年6月19日 (1623)

(封筒表) 池田謙齋様 大至急

児嶋益謙

(封筒裏) 封

前略高許，昨日は御来診被成下候後，午後第七時より御加減之御水薬并御丸薬御示之通服用為致候，然ルニ夜前より下痢不相止今朝午前十一時迄十四回便或ハ水ヲ下シ最多量，今午前十一時より

兩便共于今 [午後第七時] 通し相止腹満痛ミも甚敷，今朝例之通粥相用候候昼夕共食シ不申，心配仕候付山本長安へ申遣候処代診ニテ埒明不申，先醒より之御差図無之内は手当も難施旨申聞当惑至極ニ御坐候間，何卒今晚ニも御来診被成下候様奉願度，若又御不在等ニテ被為入候ハ、小原⁽¹⁾先生即刻御来車御救法奉恐願候，尚自後之御処法并ニ急遽之際共御手当向山本氏え御指揮ヲ是又奉懇願候，為其急々如此御座候也，拜頓

六月十九日 午後第七時 児嶋益謙
池田謙齋様 御坐右

(1) 小原静は池田謙齋門人で代診を勤める。

5 明治 年6月22日 (1622)

(封筒表) 駿河台北甲賀町 池田謙齋様 差上置

児嶋益謙

(封筒裏) 緘 第六月廿二日

向暑益御清適奉恭賀候，然は鈍兒儀過日申上候様体ニ御坐候処，御差図之御水剂即時山本より申請服用為致候処，次第ニ腹痛も相和らき昨日より今朝ニ至リ下痢も相止ミ従前之姿ニ相復シ候，乍去折々臍下ニ微痛ヲ起シ是ハ難堪程ニは無之趣ニ候，此他異状は無之候へ共過日僅一日之苦惱ニテ一層衰弱相見え候得共起臥不自由と申儀も無之，仍て昨今之病状申上候，尚御繰合出来次第御来診被成下，御処方御指揮被下度艸々如此御坐候也，拜頓首

六月廿二日 児嶋益謙
池田謙齋様 侍史

6 明治 年9月2日 (1627)

残炎酷敷御坐候処，尔後益御清適奉恭賀候，陳は鈍兒順太郎儀御蔭ヲ以テ以来為差病悩も無之奉拜謝候，然ル処此比折々胸痛微々有之候ニ付今一応御診相願度，過日来再度尊館へも罷出候処御不在ニテ空敷立帰り，御在宿之時限も御治定難相成御門弟中被申含候，就夫何ツ比何レえ罷出させ候ハ、御診察被相願候哉，且自然御所御詰之砌敷或ハ其御序ニ弊居へ御立寄被下候儀出来可申哉，御都合相窺度何分之儀乍御面倒御示諭左え被仰下度

此段願用草略、頓首拜

九月二日 児嶋益謙
池田大先醒 御坐右

7 明治 年12月31日 (1625)

年尾別て御繁務ト奉察上候、寒威倍相募候得共益御清適千万奉恭賀候、扱過般ハ御来診被下置以後患者一層快氣、于今山本よりも薬用仕居候得共殆トント平常ニ相趣万幸ニ候ハ、此御肴料金五百匹乍些少御礼之印迄ニ差出申候、御受納可被下候也、頓首拜白

十二月卅一日 児嶋益謙
池田謙齋様 御侍坐中

8 明治 年5月25日 (1620)

逐日夏気相催候処、尔後益御清適奉恭賀候、陳は兼々御厚配被下置候愚妻儀于今病患千種変症実ニ困り入候仕合、当今別て御多政ニは候得共可相成は兩三日中今一応御来診御救済之程只管奉懇願度、幾日頃御来車被相願候哉否御口答ヲ以テ此使へ御示諭相成度、仍て早々拜頓首

五月廿五日 児嶋益謙
池田大先醒 侍史

再伸、鈍児順太郎儀は御蔭ヲ以テ自後無恙、此程嫁女も引取婚儀も為相済御厚謝申上候也

[88] 小杉元蔵の書簡

小杉元蔵は近江出身の生糸商人。

1 明治 年9月30日 (1606)

今朝は御尊翰被下難有拜見仕候、益御機嫌克可被為遊御滞留御座恐悦至極ニ奉賀候、然は過日は参上仕奉得拜顔ヲ結構なる御茶并殊ニ宮様ヨリ之御菓子夥敷頂戴仕、何共難有奉存候、右之段厚御礼奉申上候、扱今朝は御宮様より之御拜領之御菓子也トテ夥敷態と御贈恵被成下何共奉痛入候、御辞退可申上之処、折角之思召ニ依て無御遠慮頂戴仕候、此段呉々御礼奉申上候、其後二十七八九日追々御伺可奉申上筈之処、彼是取紛居乍思大御不沙汰仕居候段呉々御詫奉申上候、此方より御伺可奉申上筈之処却て又御尊君様方より御使ひニ預り

実以恐入申候、此段呉々御断奉申上候、拙家親共義も江州ヨリ昨日上京仕候間早速御伺可罷申上筈ニ御座候処、今日は当地商人共節季ニ候間彼是取込居是亦乍思大いニ御不音ニ打過居候段呉々御断奉申上候、何れ親共も明朝は御伺奉申上奉得御拜顔ヲ度申居候間、下拙も御伺奉申上候、乍恐当地相応之御用向等御座候ハ、必御遠慮なく被仰付被下度候、先は右前書御礼旁余は拜顔万々御礼可申候、恐惶謹言

九月三十日 小杉元蔵 拜
池田謙齋様 貴答

平民之事故平日一向不都合之暮し方致居候得共、御寸暇も被為在候節拙宅へも一度御尊来被成下度、此段呉々御願申上置候也

[89] 児玉愛二郎の書簡

児玉愛二郎は天保11年萩藩士家に生まれる。元治元年井上聞多(馨)を襲い重傷を負わせる。維新後宮内省大書記官・皇后亮を勤める。昭和5年没。享年91。(1840-1930)

児玉愛二郎の書簡は『東大医学部初代総理池田謙齋』下巻に1通掲載した。未掲載分を記す。

2 明治 年12月18日 (3098)

(封筒表) 池田侍医殿 親展
(封筒裏) 宮内省児玉書記官

御清適奉恭賀候、さて小笠原氏病氣ニ付てハ過日来不容易御尽力被遣候由、小生等ニ於テモ御厚意之ほど難有奉万謝候、御蔭にて追々軽快ニも赴キタル由、然ルに昨夜ハチト発熱等も有之候由一同大ニ心配イタシ居申候、此節尊家ニも御病人様も被為在候由にて万々申上兼候得ども、本日中ニ一寸ナリト小笠原氏方へ御見舞被遣候ハ、難有奉存候、右ハ杉大輔より御願申上候心得ニ御坐候へとも本日ハ省務多用ニ付小生より呈書御願イタシ候様ニ被申付候間願ヒ出候次第ニ御坐候、幾重も々々御多用中恐レ入りタレ共前文之義御願仕候、甚申上兼候得ども何時ナラバ御都合ヨロシク存候ヤ御知らせ被遣候ハ、別して難有、左候ハ、当部ヨリも申入レ置候、御願迄拜略

十二月十八日 愛二郎

池田先生坐下

[90] 児玉少介の書簡

児玉少介は明治期の官僚。天保7年萩藩士家に生まれる。伊藤博文・井上馨の知遇を得内務省・工部省に勤める。23年より元老院議員となる。38年11月13日没。享年70。（1836-1905）。

児玉少介の書簡は『東大医学部初代総理池田謙齋』下巻に11通掲載した。未掲載分を記す。

12 明治（15）⁽¹⁾年11月17日 (3084)

(封筒表) 池田謙齋様 至急内啓

(封筒裏) (付札) 官吏 児玉少介

略啓、予て御望之佩玉命シ置候処、漸運ひ出し候趣にて切ニ申来り申候、弊庵ニ於て可呈台盼候間御差繰可相成日限時刻等御申聞奉希候、尤午後五六時頃ヨリ已後の方宜しく、来客を謝し候都合有之申候、後参省今日は泊当番と承り申候有之候ハ、脩史館え鳥渡降投被下度奉存候、頓首

十一月十七日

少介

池田老台坐下

(1) 児玉少介は明治15年9月16日より16年2月15日まで脩史館に勤務した。その後は元の工部省に戻る。

13 明治37年5月20日 (3068)

復上、口中乾燥之儀申上候所早速御処法御贈恵被下、勝見氏へ申入直ニ調剤本日ヨリ服用仕候、不被棄置段万々奉敬謝候、海軍損傷⁽¹⁾之悲報驚愕之至ニ候、艦は古艦ニ候へとも教育ある血気軍人之死傷実ニ遺憾無窮次第ニ候、陸軍進撃ノ捷報今日之号外にて閲覧候へとも未タ明瞭ニ無之、向後激戦数次を不経候上ならては結局ニ至ル間敷愈一大戦ニ可相成と被存候、昔々は吾邦諸侯三軍を率ひ一区域争ひ、今は王帥六軍を用テ国を賭し、実ニ歴史上ノ大変態、御互ニ此走馬燈ノ如キ時節ニ遭遇セしは千載之一隅と存候、寸時も速ニ局を結び候様相成度杞憂之余り煩念罷在候、右御礼御答旁申上候、頓首

五月二十日

少介

池田大人函丈

追て末女儀精々不怠接養仕候段荆妻ヨリも申越不日全快を可得と奉存候、以上

(1) 海軍損傷とは日露戦争時明治37年5月15日戦艦初瀬の触雷・巡洋艦吉野と巡洋艦春日の衝突沈没を指す。

14 明治37年7月27日

(3095)

謹啓、時下酷暑ニ際し候所台座倍御安泰奉拜賀候、炎熱烈敷とは乍申先凌能方ニ有之、数日浪華ニ滞在奈良へも罷越漫遊仕候、浪華ニて石黒国手同宿ニ相成朝暮雑談冗話中此際山中ニて幽静之場を撰ひ罷越可然心付有之、小生も避暑山間を望ミ居、且未タ北陸之地方一見も不仕候間加州山シロ、山中トカ申温泉場へ可罷越と存、従是路を北陸ニ枉々暫ク右地方へ罷越ス積ニ御坐候、尤戦地之情況ニ依り候てハ山中ニて号外を遅ク閲し候も遺憾ニ付、早々帰京可仕候とも考居申候、右之仕合ニて残痾段々快方ニ有之、不絶洗胃灌腸ハ必隔日ニ仕申候、服薬は勝見氏之分於今携居、旅中食事度々と申様ニも難相成、一日兩回位相用ひ申候、又体^(マツ)量も二百目位は増加仕申候、御蔭ニて今日之快期を得候段忘却難仕候、浪華滞在中井上伯伊藤侯等来会旅況俗了は仕候へとも奇談を聞申候、翁等ノ挙動壯健ナル事唯艶羨までニ御坐候、旅中興援筆略述書外在拜語、頓首

七月廿七日

少介

成蹊老主坐下

乱筆降恕、節は客愁旅恨杯之字有之、又一日数里を歩し数百里を帰候得ハ如何ニも旅恨も有之候処、数百里数時間ニ往来相成、客思旅恨杯は夢ニも入り不申、却て往事回想仕候也、再拜

萍跡未定候間御答を不要候也

15 明治37年8月3日

(3065)

奉啓、尔後御疎曠ニ打過候所愈御安寧奉台賀候、先日來加州山中温泉場へ罷越一昨日帰庵仕候、旅中ニて一夜臭^(マツ)を発シ候処果して翌朝下痢水瀉を催し、直ニ用意ノ丸薬を用ひ候処二回ニて

止ミ申候、引続兩日白キ粉薬服用全ク快復仕候、右は原因有之、従来〔近来之事〕鷺印コテンスメルキ紅茶ニ和し用ひ候所少しも支リ不申、山中浴湯場にて右鷺印メルキを尽し他ノメルキ外無之ニ付精解を撰ひ飲用候所甘味過キ候様覺へ申候、其後三四時間を経臭嘔差起リ申候、旅中にて隔日又は三日目ニは洗胃灌腸ハ不怠候処、尔後ハ毎朝不絶洗胃仕候、苦味入之水薬大ニ効能有之候様覺へ申候、右之次第にて大キニ快ク帰庵後尤も爽快を覺へ候、此段の現状申上候、此般は所々巡覽候処其内佳良之風景有之候へ共、山を品シ水を評候好件ノ無之ニは遺憾を極メ申候て俗了一詩も半句も無之候、不遠歸京仕候積ニ付可奉得拜語候、頓首

八月三日也
池田尊丈坐下

少介

16 明治37年10月14日 (3070)
昨十三日之貴牘昨夜到著奉拜披候、縷々御懇示乍早晚不禁感謝候、此節も大概一日四五回ニ食事仕候は一度ニ多量食し候より少量宛数度ニ食し候方折合も能く、且寂寥を歴し候為メにも有之、午前六七時之間朝軟飯一碗、汁一碗、外ニ少許之塩物、コンテンスミルク紅茶ニ和し一碗、九時ヨリ十時頃まで牛生肉液半斤分四五勺、十二時軟飯小碗ニ、肉魚類野菜、肉魚菜共少し口中へ嚙ミ残リ候へハ直に嚙出し是は昨年ヨリ癖ニ相成少しニても硬キものハ飲込難ク嚙ミ出し申候、三時頃葛煉リ又ハ卵乳製菓子ノ類、晩パン、スープ、半熟卵又ハ肉一二嚙、コンテンスミルク人参汁ニ和シ、先右之類食用、朝をパンニ致シ又は夜分パンヲ用ひ候杯取替へ用居申候、折々洗胃致し候へ共濁り候事一切無之灌腸ハ必隔日ニ仕候、酒は飲欲無之、只□ヲ止メ候ニ昼食ノ時ヒール半瓶程用ひ申候、是も毎日ハ用ひ不申候、当地ニ屏居候へハ右嚴重ニ被守申候、東京へ歸り奔走いたし候へハ、右時刻ニ食量を致し候儀難相成、とふも当地ニ居リ候

方空気能ク心配奔走等も不仕、薬餌食事も時刻を不違、自然快気を覺へ申候、降示之通今日ヨリ御分量被下候葡萄酒相用ひ可申候、是まで麦酒之方折合能、秀雄君⁽¹⁾ヨリも被許候間用ひ来リ申候、御薬は御処法被下候通勝見氏ヨリも申受今日ヨリ頂戴仕候、末女婚嫁ニ付本月下旬ニは是非四五日間帰宅不仕ては不相成候間、不違拜語万御礼可申上候、然は遼陽会戦⁽²⁾大捷利之報告實に無上ノ慶事、是にて愈旅順連絡も絶断、不日降陥之嘉報ニ可被為接、敵霜降雪ノ頓ニ不至一段之了局ニ可及、剣氣冲天とは頃日遼陽ノ形況と被察申候、春畝候之秘書御返済被下候由、るすヨリも申越正ニ落手仕候、さて御寄贈之尊味、流暢悽婉□ニ数字隠者境界被言尽流石ニ御老熟感佩卷舒再三他日巻中ニ装入致し可入貴覧候、彼是御懇切萬々奉感銘候、頓首

十月十四日午前八時

少介

池田尊台々下

追て接養之儀は昨年来之癖にて自然接養之外無之御省慮奉希候、再謹

- (1) 秀雄君 池田謙齋の長男 秀男. 医師.
(2) 遼陽大会戦 明治37年9月4日日本軍の勝利に終わる.

(児玉少介の書簡は次号に続く)

[主要参考文献]

- 朝日新聞社編『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞社
1994年11月30日発行
池田文書研究会編『東大医学部初代総理池田謙齋』上・
下巻思文閣出版2007年2月25日発行
大植四郎編『明治過去帳』東京美術 1971年11月20
日発行
日本医史学雑誌第54巻第1号 2008年3月発行
日本医史学雑誌第55巻第3号 2009年9月発行
日本医史学雑誌第56巻第4号 2010年12月発行
日本医史学雑誌第57巻第1号 2011年3月発行
日本医史学雑誌第58巻第1号 2012年3月発行